

安芸守護今川了俊の分国支配について

松 井 輝 昭

はじめに

九州探題今川了俊は、応安四年（一三七一）から明德三年（一三九二）にかけて、二一年余の長きにわたり安芸守護を兼任していた。しかし、了俊の本務は、優勢な九州の南朝方を討ち、室町幕府の全国征覇を為し遂げることにあつた。そのため、安芸国の経営に十分精力を割くことができず、守護支配は弛緩せざるを得なかつたのである。

今川了俊在任期の安芸国の守護支配が、当国の歴史にどう位置付けられるのか、従来はほとんど検討されたことはない。河合正治氏が僅かに次のような見通しを述べただけである。今川了俊が新たに安芸守護を兼任したことで、それまで前守護武田氏が進めてきた守護領国化は中断した。また、隣国の守護大内氏が安芸国人に私恩を施し、麾下に招くことがあつたため、国人の自立的傾向に拍車がかかつた。⁽¹⁾つまり、了俊の在任中には、安芸国では、守護支配の弛緩と国人の自立化が平行して進行していたというのである。

河合氏のこの所見が首肯できるにしても、安芸国の政治動向は、今川了俊の守護在任期間だけでなく、その前後についてもいまだ十分に明らかにされていないのが現状である。それで本稿では、了俊の分国支配の歴史的意義を明らかにするため、まずは南北朝後半期の安芸国の政治動向を細かに跡付けることから作業を始めたと思う。そして、その一連の流

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

れの中で、九州探題今川了俊が長期間安芸守護であったことの意味を改めて問うことにしよう。以上の検討の結果、河合氏の前記の見通しの当否についても一応の結論が得られるであろう。

一 今川了俊入部以前の安芸国の政治動向

(1) 安芸国の足利直冬方勢力

安芸守護武田氏の守護領国化の夢は、観応三年（一三五二）十一月半ば、九州から進出してきた足利直冬の武將今川直貞の手で、安芸国内陸部からその軍勢を追い落されたことにより潰えた（清川）。この年春、山県郡や高田郡などの内陸部では南朝方の動きが再び活発になり、安芸守護武田氏信は幕府方の軍勢を糾合しこれを討つために発向した（清川）。武田方の軍勢には、熊谷直氏・同直平や内藤教泰・阿曾沼光郷ら、従来はその麾下になかった安芸国人の名前が見出され（熊谷二一六・二三一、萩）、守護権力の強化が窺える。しかし、武田軍は毛利親衡が楯籠る高田郡坂城を攻めあぐみ、五カ月近くを経た十一月八日になつてもこれを落すことができなかった。石見国の軍勢を率いて安芸国に入った今川直貞は、この日、毛利氏に味方して坂城を囲む武田氏の軍勢を追つただけでなく、近隣の幕府方の要害二〇余カ所をも焼払つたのである。そのうえ、同月十七日には、武田氏信が体勢を立て直そうとした三田馳山の陣をも追い落した（清川三〇〇）。安芸守護武田氏の勢力はこれで高田郡から駆逐されたわけである。足利直冬方は、その後、山県郡から賀茂郡にかけての安芸国内陸部に割拠する南朝方を麾下に取り込み（小早川家証文五七〇、吉川一〇五二・二五九）、一大勢力を形成した。

次に、安芸国における足利直冬方の勢力圏をいま少し細かく検討することにしよう。

安芸守護武田方との接点は、二カ所見出すことができる。その一は、武田氏の麾下に従っていた熊谷直氏・同直平の本領三入新莊である。今川直貞は、観応三年十二月六日吉川左衛門尉に同莊を預け置いた（清川九）。これは、先に見たよう

に、武田氏の軍勢が高田郡から追い落された直後であり、その実効に疑問を挟む必要はないだろう。しかも、足利義詮は延文三年（一三五六）十二月二十三日に三入新莊惣領熊谷直氏の軍忠を賞したおり、急速の「救い」を加えるよう中国管領細川頼之に命じたことを告げている（「熊谷」二二八）。この頃、細川頼之は、中国地方の足利直冬方の勢力を追討するため下向していた。そうすると、ここである「救い」の意味は、直冬方の支配下にある三入新莊の回復以外に考えがたいように思う。なお、かつて安芸守護武田氏と対立関係にあった三入本莊の惣領熊谷直経は、正平二十年（一三六五）四月以前から直冬方の勢力下に身を置いていたことが確認できる（「熊谷」九〇）。したがって、直冬方と守護武田氏は、三入新莊あたりを境界として対峙していたと推測される。その二は、安北郡飯室郷である。吉川左近将監は正平十三年（一三五六）六月二十三日に直冬方から「飯室郷内湯屋一分地頭職」と「東原郷地頭職」を預け置かれた（「吉川」一〇九四）。このうち「東原郷地頭職」は、熊谷直氏が文和元年（一三五二）十二月二十七日に武田氏信から預け置かれた「東原」と同じと考えられる（「熊谷」二二七）。前者の飯室郷内の地頭職も、おそらくはこれより先武田氏の支配下であり、新たに直冬方に組み込まれた所領であろう。吉川左近将監は正平二十一年（一三六六）二月十八日にも「飯室郷湯屋方地頭職」を打渡されている（「吉川」一〇九五）。飯室郷もまた、直冬方と守護武田氏の勢力との接点であったといえる。

賀茂郡や豊田郡における、足利直冬方と幕府方との境界線は流動的であった。

豊田郡竹仁村に本拠を置く児玉家氏らは、これより先貞和七年（一三五一）春、安芸守護武田氏の麾下に従うことを嫌って、遙か太宰府まで出向き足利直冬に忠節を致したことが知られる（「萩藩閥閥」録卷一七）。また、賀茂郡一帯に根強い勢力を持っていた在地土豪西条氏一族も、以前から反幕府的な姿勢を取っていた（「平賀」三六他）。したがって、直冬方の勢力が賀茂郡から豊田郡にかけて定着する素地はあったといえる。

そこで、まず豊田郡入野郷に注目したい。足利義詮は文和二年（一三五三）十二月十三日に入野城合戦における小早川

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

惟平・同実義の軍忠を賞した（「小早川家証文」四三八・五三七）。入野郷は観応二年（一三五二）秋ごろ南朝方の常陸親王の勢力下にあったことが確認できるから（「熊谷」二三八）、この合戦は、幕府方の小早川氏らが、進出してきた直冬方の勢力の拡大を食い止めるため、先制攻撃を加えたものと考えられる。戦闘の結果は不明である。しかし、平賀貞宗は翌文和三年（一三五四）九月十二日に足利尊氏から勲功の賞として当郷内の大多和八郎太郎入道跡他を宛行われたことが知られ（「平賀」三）、幕府方としては一応所期の目的を達したことが分かる。

ところが、正平十年（一三五五）五月末ごろ、沼田小早川氏の本拠妻高山城で合戦があった。小早川葉寿は惣領貞平の注申により同年六月二十三日幕府から軍忠を賞された（「小早川家証文」三〇七）。妻高山城まで攻め入ったのは誰であろうか。足利直冬もまた同じく六月九日に、吉川経連らの安芸国での軍忠を賞しているから（「吉川」一〇七八・一〇七九他）、当時の政治情勢を勘案すれば、これは直冬方の軍勢以外に考えがたい。その後、同年九月以前にも、小早川氏ら幕府方の軍勢と直冬方が豊田郡乃美城など処々で戦った（「小早川家証文」五二八・五三三）。戦場が次第に北上していることからすると、直冬方の軍勢にとって、小早川氏ら幕府方の壁は厚く、豊田郡では戦況は必ずしも有利に展開せず、後退を余儀無くされたようである。そのためか、翌正平十一年二月五日、足利直冬が自ら安芸国に進出してきた（「内田家証文」）。

幕府もまた、強大になりつつある中国地方の直冬方を討つため、同年六月ごろ、細川頼之を中国管領として下向させた。彼の在職徴証は貞治二年（一三六三）八月まで確認できる（「八坂神社文」書一九六六）。細川頼之は強大な権限を行使して直冬方の追討に従い、また敵方の国人らを味方に招いたので、安芸国でも、両者の境界線はさらに北上していった（「譜録」一、「児玉主計広高」平賀四）。だが、この中国管領の権力をもってしても、直冬方の勢力を賀茂郡から払拭できなかったのである。貞治三年十月初めごろ、賀茂郡西条で、安芸守護武田氏信を総大将とする幕府軍と直冬方の軍勢が激突した（「小早川家証文」三〇九）。西条合戦後も、同郡北部の志芳荘による天野氏は、依然として直冬方の立場を堅持していた（「大宮神社大般若経奥書」）。

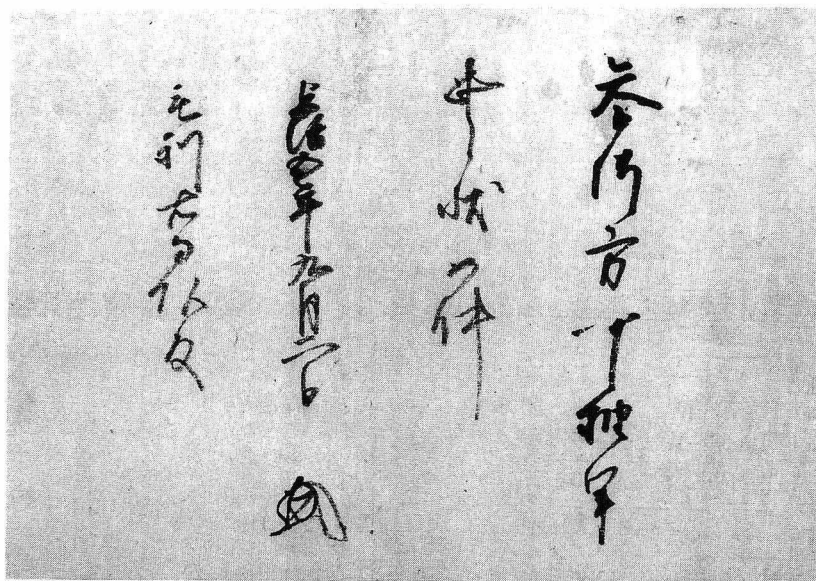


図1 將軍足利義詮御判教書（毛利家文書5号） 30.3×47.0

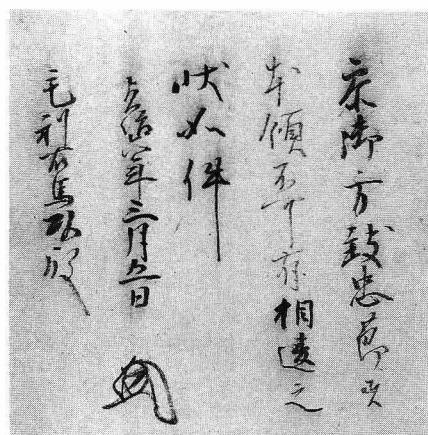


図2 將軍足利義詮御判教書
（毛利家文書6号） 16.5×16.9

では、北部の高田郡や山県郡の場合はどうかであろうか。まず高田郡であるが、足利義詮は貞治五年九月と翌年三月の二度毛利元春を味方に招いた（『毛利』五・六）。そこに、次に掲げる図1と図2を見比べていただきたい。第一に気付くのは、二度目の軍勢催促状では本領安堵の文言が新たに付け加わったことである。また、書札札に注目すると、これも一度目に比べて二度目の軍勢催促状では、筆使いがかなり丁寧になっていることが分かる。しかも、

後者には相当小さな切紙が用いられた。この軍勢催促状の性格変化から、次のような事態が推測できよう。高田郡では直冬方の勢力が断然優勢であつたが、幕府はこれを是が非でも切り崩そうとして、かつて高師泰の麾下で軍忠を致しその人為も知られている毛利元春を重ねて招いた（『毛利』三・一五）。しかし、彼が幕府方の立場を明確にしたのは、次節で述べるように、大内弘世が安芸国に大軍を投入した応安元年（一三六八）夏以降である。元春の父毛利親衡は従前から南朝方の立場を堅持し、また一族を束ねて、高田郡内に大きな勢力を築きつゝあつた。そのため、安芸守護武田氏の追討を受けることになつたわけであるが、元春は主君と仰いだ高師泰の没落後は父親の指揮下にあり、直冬方に取り込まれた後もそういう状態が続いていたのであろう。元春は幕府の軍勢催促を受けても、身動きできない状況に置かれていたといえる（上同）。高田郡内は依然として直冬方の非常な優勢が続いていたのである。なお、山県郡の場合、貞治六年（一三六七）末になると、これまで直冬方に身を置いていた国人の一部が守護武田氏信の麾下、つまり幕府方に転じたことが知られる。寺原安芸守や大朝本莊惣領吉川経任らである（『吉川』一・一六）。山県郡内では、この頃になると、安芸守護武田氏による幕府方の勢力回復が多少進んだことが窺える。

以上のように、安芸国では、山県郡から賀茂郡にかけての内陸部の国人たちは足利直冬方として長い間反幕府的な姿勢を取り続けていた。ところが、これら国人の「イエ」には、吉川氏の他一、二を除けば、直冬が発給した文書は余り残されていないのである。これは何を意味するのであろうか。彼が安芸国に入つて以後も、何度となく幕府方との激しい戦闘が行われた（『熊谷』二三八他）。その勢力下にあつた内陸部の国人たちが、直冬を主君と仰ぎ親密な主従関係を結んでいたのならば、通常はこのような戦闘ののち感状が出され、また恩賞が給与されたはずである。事実、直冬も児玉延行や忽那則平らの軍忠を賞した（『譜録』「児玉主計」（広高）「忽那」他計）。吉川経秋・同光経らへの所領恩給も確認できる（『吉川』二・二二）。そうすると、直冬方に取り込まれた毛利親衡をはじめとする安芸国人らは、直冬と主従関係を結び、その麾下に服属したわけでは必ずしもないと考えら

れる。つまり、一方では、直冬方という反幕府的な大きな傘の下にしながら、いま一方では、直冬の指揮・命令には従属せず、自立的・独立的であったといえるように思う。だから、安芸国における直冬直属の軍事力はそれほど大きなものではなかったし、その軍事力が弱体化しても、内陸部の反幕府的な勢力は容易には衰えなかったのである。

(2) 大内氏の安芸国進出

安芸守護武田氏信の在職徴証は貞治六年十二月を最後に見出せなくなる。そして、翌応安元年（一二三八）夏ごろから、隣国の守護大内弘世が安芸国で守護に類した使節遵行などの活動を行うようになった。

武田氏信がこの時点でなぜ安芸守護を改易されたのか、私には成案がない。ただ次の二つの理由に思いを致すことができる。一つは、武田氏と管領細川頼之との反目である。細川頼之が中国管領であったとき、武田氏がその麾下で戦った徴証は全く見出せない。いま一つは、安芸守護武田氏のもとでは、内陸部のいわゆる直冬方の追討は余り進まなかった点である。後者の理解に関連して、史料「1」の毛利元春の言い分が参考になると思う。

史料「1」

大内介入道々階、今度芸州退治事、蒙仰令発向之間、最前令同心合力畢、已於当御代、三ヶ度（毛利親衡）宝乗罷成御敵、元春毎度為御方之間、不快之条、世以無其隱者也（一五）

この元春の言に従えば、大内弘世は幕命を受けて、直冬方（反幕府勢力）を討つために、安芸国に発向し、彼は直ちにこれに同心合力したということになる。なお、南朝方の立場を堅持していた元春の父毛利親衡は、大内氏の軍勢に圧倒されて、止むを得ず降参したことが分かる。したがって、安芸守護武田氏が改易された主な理由は、その非力さゆえに、内陸部の反幕府勢力を容易に一掃できなかったことにあると推測される。幕府のこの決断はある意味では正しかった。大内弘世が安芸国に投入した軍勢によって、いわゆる直冬方はそれほど時間を置かずして消滅することになったのである。

それでは、大内弘世が安芸国に軍勢を入れたのはいつのことであろうか。また、幕府が弘世に保証した権限・役割はどのようなものであったのだろうか。

私は先に、大内弘世が応安元年（一三六八）夏ごろ安芸国に大軍を入れたと、断定的に述べた。その理由は、この頃から、彼の安芸国における活動が顕著になったからである。幕府は同年八月二十八日賀茂郡造果保の違乱に関して弘世に使節遵行を命じた（〔小早川家証〕）。これは守護に類した活動といえる。また、これより先八月十六日に、弘世は国人内藤氏に対して厳島社神主への臣従を強要した。つまり、「御方にさんせられ候て、御しそくのミやうしをも神主殿にかけ候ハ、下地においてハ口入申候へく候」というのである。内藤道泰はこの屈辱的な要求をも甘受せざるを得ず、翌月厳島社神主に関東下知状以下「重代相伝の文書」を差出した（〔萩藩閥閥〕）。内藤氏にとって、大内弘世の要求を強く拒んだならば、「イエ」の存続が困難になると感じられたからであろう。そこでいま一つ注目したいのは、「御方にさんせられ候て」という表現である。このような場合、「御方」とは幕府方を指すのが通例であった。だが、内藤氏は従前から安芸守護武田氏の麾下にあった。それゆえ、弘世がここで「御方」と言うのは、幕府の意向を受けた「大内方」と理解することができる。つまり、「御方にさんせられ候て」というのは、武田氏の麾下を離れ大内氏の味方になってという意味であろう。以上の理解と関連するが、これより先内藤親廉に史料「2」の將軍家御教書が与えられた。

史料「2」

本領事不可有相違之状、依仰執達如件

応安元年七月廿八日

（細川頼之）
武蔵守判

（親廉）
内藤左衛門太夫人道殿

〔萩藩閥閥〕
録〕卷五八〕

しかも、これと同文の安堵状が他に二通知られる（〔吉川二二〕）。そのうち、吉川経秋の場合は、かつて直冬方であったこ

とが確認できる(「吉川」^(三〇))。この本領安堵は、安芸国に軍勢を入れた大内弘世が味方と認定し、幕府にその旨を上申したものに限って行われたのであろう。言うまでもなく大内軍はこれ以前に当国に入っていたはずである。ところで、弘世との親しい関係が知られる厳島社神主了親は、同じく応安元年(一三六八)閏六月二十四日に幕府から賀茂郡造果保の押領を止められた(「小早川家証」^(文四九一))。厳島社神主が造果保に積極的な関わりを持ったことが知られるのは、この頃以降である。しかも、造果保は新たに大内氏領になったと考えられる東西条の縁辺に位置した。あとで詳述するが、大内氏が東西条を領有するようになった経緯をも併せ考えれば、厳島社神主の造果保押領はその後援によるものであったと想定するのは容易であろう(「小早川家証」^(文四九七))。大内弘世が安芸国に軍勢を入れたのは、応安元年の初夏と考えてよいように思う。

それでは、大内弘世の地位は、安芸守護といえるのだろうか。しかし、今川了俊が守護に補任されたのちでも、彼は安芸国で特異な地位を占めていたようである。というのは、安芸国衙領の打渡を要請した了俊に弘世は史料「3」の返事を送った。

史料「3」

去月十六日御札委細拝見候畢、抑芸州拝領分吏務職事、預置軍勢等、致忠節之由、則難申入是非候、其子細京都可歎申候、内々得御意候者恐悦候、恐々謹言

永和五

四月廿日 (大内弘世)
沙弥道階判

○裏花押一アリ

(「白河本東寺百
合古文書」五八)

ここでもまず問題となるのは「吏務職」の理解であろう。当時、国衙領を「吏務職」と称したこともある(「東寺百合文書」^(七函九号))。だが、この返書の文脈上そう考える必要はない。弘世が安芸国において拝領した「吏務職」、つまり將軍の吏僚としての職務は、

安芸守護今川了俊の分国支配について(松井)

「軍勢等」を預り置き、彼らを指揮して反幕府的な勢力を討ち、軍忠を致すことであるという理解である。だから、了俊の命に従い諸郷保地頭らに国衙領の押領停止を申入れることができない、そうすれば彼らの支持を失い、任務が果せなくなるという主張が生まれた。そして、自分の言い分が了承されないならば、「京都」、つまり幕府に訴えるというのである。半ば脅迫的な断り方であるが、そこには有無を言わせぬ一面の真実が見出せるように思う。弘世のこの「吏務職」は、室町幕府の職制からすれば、国大將に当たるだろう。⁽²⁾では、弘世が主張する国大將としての地位は、いつまで遡り、またいつまで下ることができるのであろうか。まず下限は彼の没年までと考えられる。弘世の最晩年、康暦二年（一三八〇）五月に、安芸国内郡でも大内氏の内戦があり、二〇〇名余の「侍」が討死したが、その一人に「芸州大將讃井山城守」がいた。この人物は、安芸国に常駐していた大内軍の大將と推測される。⁽³⁾なお、大内氏の軍勢が安芸国に常駐しているのは、弘世の国大將としての地位に基づくものであったと思われる。その地位の上限は、弘世が幕命を帯びて安芸国の直冬方を追討するために入国したときであろう。彼は応安元年（一三六八）から康暦二年まで安芸国の国大將の地位にあり、自らの軍勢を常駐させ、大きな政治的・軍事的影響力を行使したのである。

ところで、安芸国に軍勢を入れた大内弘世は、滅亡したり降参したりした直冬方の国人らの所領の全部もしくは一部を没収し、かなりの自領を創出していったといえる。これが大内氏の安芸国における活動の拠点となった。例えば、石見国の国人内田致行は、「志和井城料所」として、応安元年八月二十八日に弘世から「小原郷三分の一地頭職」を預け置かれた（⁽⁴⁾内田家^(註文)）。この「小原郷」は、大内軍に降参した毛利親衡の旧領吉田荘麻原郷に当たると思う。南北朝初期には「降参半分之法」が成立していたから、⁽⁴⁾麻原郷地頭職のうち少なくとも三分の一がこれより先大内方に収公されていたものと推測される。なお、この後明德三年（一三九二）ごろ、大内義弘は毛利千代若丸（弘親）の内部荘・吉田荘地頭職の安堵を幕府に吹挙したおり、その立場を次のように取り繕った。

史料「4」

当所事、為恩賞令拝領候、預置候之間、雖他国事候、執申候也、可得御意候哉

(「毛利」
二三六)

だが、大内氏がいつ幕府から内部荘や吉田荘を宛行われたのか、管見の限りその徴証は見出せない。ただ、毛利親衡の息子元春に宛てた書状に、左記の興味深い一節がある。

史料「5」

内部庄ハ恩賞ニ給て候とて、陶入道可入部由申候付而、今河にもむけの事ニ思はれ候

(「毛利」
一四)

この毛利親衡の書状が認められた時期であるが、今川了俊が安芸守護に補任された応安四年（一三七一）早春からそれほど時を経ない頃であろう。右の書状に見える「陶入道」は大内氏の重臣であるから、その時期は少なくとも、彼が旧敵大内弘世とともに九州に出陣中の息子元春の所領に違乱を働くようになる応安七年（一三七四）七月以前と考えられる（「毛利」
一五）。そうすると、大内氏には、義弘が吹拳状を認めるかなり前から、内部庄を恩賞の地と主張しえるだけの根拠があつたと推測できよう。ところが、問題の内部庄は、安芸守護となつた今川了俊から応安四年三月二十一日に毛利元春に預け置かれていた（「毛利」
二三）。では、この時点で、大内氏や毛利元春がともに内部庄を「恩賞の地」として入手できると考えたのはなぜであらうか。少なくともこれ以前に、同荘が敵方、つまり反幕府方の所領でなければならなかつたはずである。

しかし、大内弘世が安芸国に軍勢を入れて以後大きな戦闘は知られない。ゆえにここで反幕府方の所領と見做しえるのは、直冬方のもの以外に考えがたい。もしそうならば、幕府から大内氏が拝領した所領を、毛利元春が新守護今川了俊から改めて預け置かれるのは奇妙である。また、いまのところ、大内氏が幕府から安芸国内の所領を宛行われた徴証も全く見出せない。では、史料「4」のように、ほぼ四半世紀を経た段階でも、大内義弘が内部荘や吉田荘を拝領したと主張する根拠はどこにあるのだろうか。そこで想起されるのが、大内弘世が貞治二年（一三六三）春に幕府方に降つたときの条件で

ある。九州の戦乱が静まるまで、幕府は国中（周防）の所領の処分を彼の裁量に任せたという。⁽⁵⁾弘世が安芸国の直冬方を追討するため軍勢を入れるに当たって、幕府との間でこれと同じような約束があったとすれば、滅ぼされた敵方の所領、もしくは降参した敵方の所領を大内方で「恩賞の地」と考えるのは当然であろう。このように理解すると、幕府からの宛行状がないにもかかわらず、大内氏がかつて毛利親衡らの支配下にあった吉田荘や内部荘などを「恩賞の地」と主張するのも肯けると思う。それも、幕府の中枢に対してである。この約束は大内氏側で長く記憶され、安芸国人を麾下に招く手段にするともに、占領地の実力支配を行い、大内氏領であることを既成の事実にしたのであろう。

なお、大内氏の安芸国内の所領は他にも幾つか確認できる。大朝新荘の地頭吉川経見は、康暦二年（一三八〇）四月二十八日に大内義弘から「平田庄残地頭分」を預け置かれた^(吉川三三三)。ここで「残地頭分」という曖昧な表現が用いられたのはなぜであろうか。さきに経見に頂け置かれたものの「残り」とも考えられる。実はこれより先、応安元年（一三六八）十一月十四日に、東四郎が吉川経秋、つまり経見の父へ「平田庄三分一地頭職并同領家職」の打渡を命じられたことが知られる^(吉川三三三)。だから、「残地頭分」という奇妙な表現でも十分であったわけである。そうすると、この時点まで、大内氏は平田庄三分二地頭職の占領を続けていたということになる。むろん、大内氏による平田荘の占領は、直冬方の追討直後に始まったと考えてよいだろう。ところで、吉川経秋は応安三年九月十八日に大内氏から大朝新荘を打渡されたが^(吉川三三三)、これは一旦収公された所領の恩給と理解できる。大内義弘はまた、永徳元年（一三八一）七月一日に、志芳荘二分方を厳島神社に寄進したことが知られる^(御判物帖五八)。志芳荘は直冬方に身を置いた天野氏一族の所領であった^(大宮神社天野氏文書)。これも応安元年夏ごろ没収されたものであろう。同所は明德元年（一三九〇）十月十一日に義弘から天野顕忠に返付された^(天野毛利文書)。かくして、応安元年夏ごろ以降、山県郡から賀茂郡にかけて、大内氏の所領が散在していたことがおぼろげながらも明らかになったと思う。かつての直冬方の勢力圏を考えれば自然であろう。大内氏に占領されたところはこの他にも存在し

たと考えられる。

さて、いま一つ確認したいのは、大内氏が東西条の領有を始めた時期である。周知のように、東西条は安芸国における大内氏の最大拠点であり、当初は西条盆地一帯に限られていたものが、遅くとも応永三十二年（一四二五）ごろには、沿岸部の賀茂郡内海村までがその領域に含まれるようになっていた（〔小早川家証〕（文三三七））。安芸国における大内氏の勢力が強大化することにつれて、「東西条」と呼ばれる地域も次第に大きな広がりを持ったのである。強大な権力で近隣の国人・土豪らの所領を蚕食し、東西条の拡張を図ったと推測できる。ところで、大内氏の東西条領有が史料上初めて確認できるのは、義弘が賀茂郡三永福成寺の別当職を自国（周防国）の興隆寺に預け置いた、応永元年（一三九四）十月十三日を待たねばならぬ（〔興隆寺文書〕）。しかしながら、大内氏がこの頃幕府から東西条を宛行われた徴証も、その理由も見出せないのである。では、どのように考えることができようか。再び造果保に注目したい。造果保は大内氏が占領した志芳荘とも比較的近接している。造果保はまた、問題の東西条の縁辺に位置していた。この造果保と厳島神社との関係は、建武三年（一三三六）五月一日足利尊氏が同所を造営料所として寄進したことに始まる（〔御判物〕（帖五四））。しかし、尊氏の息子義詮が、文和三年（一三五四）十二月二十九日に、この地を小早川氏平に預け置いてしまった（〔小早川家証〕（帖四八八））。そのため、双方で所領紛争が起き、延文二年（二三五七）八月九日の幕府の裁許ではまず厳島神社側が勝利した（〔御判物〕（帖五七七））。ただ、同社がその後判決どおり造果保を安定的に支配したかという疑問である。そして、約一年後の応安元年（一三六八）閏六月二十四日に、幕府は小早川氏平の訴えを認め、厳島神社の造果保の「押領」を止めるよう命じた（〔小早川家証〕（文四九一））。彼の訴えは唐突の感がする。なぜだろうか。そこで、史料「6」に注目したい。

史料「6」

（造果保）
当所者父駿河守氏平法師（小早川）法名普浩拝領、文和三年御下文以来当知行之地也、而貞治四年八月廿二日、譲与宗平訖、爰大内

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

介入道（弘世）道階打越当国之刻、彼（厳島社神主）了親寄来普浩要害之間、

（厳島社神主）

応安元年八月、同十二月兩度、託道階雖被成御教書、就不叙用、

同貳年六月廿七日、对了親重所被仰也、（中略）大内介入道道階令同心了親寄来要害、及合戦之上者、当敵也

（小早川家証文）四九七

ここからまず知られるのは、大内弘世が安芸国に軍勢を入れたのと時を同じくして、厳島社神主了親も造果保の小早川行平の要害を攻めたことである。しかも、幕府では、弘世が厳島社神主のこの攻撃に加勢していると見ていた。そのうえ、弘世は厳島社神主の違乱を止めさせようとする幕命の遵行を拒んだ。厳島社神主家はこの後も、実力で造果保の押領を続けた（「小早川家証文」五〇〇他）。造果保における厳島社神主家と小早川行平・宗平父子との立場は、大内弘世が安芸国に軍勢を入れたことで全く逆転したといえる。厳島社神主家の本拠佐西郡は造果保とはかなり離れている。それにもかかわらず、雄族沼田小早川氏の一族を当保から排除できたのは、やはり近隣に軍勢を常駐させている大内氏の後援によるものと推測される。

ところで、賀茂郡の西条一帯には、古くから根強い南朝方（のちに直冬方）の勢力のあったことが知られ（「小早川家証文」五七〇・三〇九他）、

その後近隣の国人がこの地を領有した徴証はないから、大内氏の軍勢が安芸国に入るまで同じような状態が続いていたものと思われる。以上のような状況証拠を積み重ねれば、大内軍が志芳莊などと同じく東西条をも席捲し、その支配下に置いたと考えてもそれほど無理がないであろう。大内氏の東西条領有も応安元年の初夏に始まったといえると思う。

なお、東西条は至徳元年（一三八四）十一月ごろ特定の領主の支配下にあったようである。というのは、小早川仲義が賀茂郡三津村地頭職の安堵を幕府に申請したおり、わざわざ同所が東西条の内でないことを断った（「小早川家証文」四七〇）。このような断

りが必要であったのは、東西条の当時の領主が幕府にも影響力を持つ有力者だったからであろう。その人物をあえて特定するならば、大内弘世の息子義弘以外に考えがたい。私見を補強するために、いま一つ傍証を提示すると、義弘の弟満弘が康暦二年（一三八〇）五月十日内藤重廉に豊田郡竹仁村内広沢藤三郎跡を預け置いた事実が指摘できる（「萩藩閥閥」巻五八）。竹

仁村もまた東西条の縁辺に位置し、元来直冬方の勢力が存在したところである（『譜録』（児主））。
（主計・高他）

このように述べてくると、かつての直冬方の勢力圏内には、大内氏の所領がかなり広範に存在したと推測されるが、現実はいかがであらうか。さきに述べたごとく、大内弘世が安芸国に直冬方追討の軍勢を入れたとき、直ちにその麾下に馳せ参じた内藤親廉・吉川経秋らの場合は、幕府から本領が安堵された。毛利元春については、反幕府勢力の中心的存在である父親の庇護下にありながら、最初に大内氏に同心合力したため、本領の支配が容認されたと考えられる。だが、毛利親衡は大内軍に抗して降参せざるを得なかったから、その所領の一部を収公されたのである。ただ、ここで一つ注意すべきは、大内氏の軍勢をもつても、毛利親衡らのような優勢な反幕府勢力を滅亡させることができず、降参後の所領支配を認めたことである。そうすると、安芸国内陸部における大内氏領の創出・存続は、在地勢力との力関係によったと考えることが可能である。つまり、直冬方の中小の国人・土豪で、大内氏の軍勢に抗することができなかったものの所領の多くは、以後もその占領下に置かれたといえよう。西条一族などが蟠踞していた東西条の支配も、その一つに数えることができると思う。大内氏の安芸国における所領支配は、文書主義によるものではなく、武力を背景とする占領地支配の永続化といえるものであった。したがって、それには、不安定かつ流動的な側面が見られたと思う。いずれにしろ、康暦二年（二三八〇）五月の大内氏の内紛で、安芸国内郡でも、「侍」二〇〇名余が討死したのは、当地にかなりの軍勢が常駐していたことの証左になる。占領地の支配を行うためにも、その必要があったのであろう。しかし、文書主義によらない以上、大内氏の占領地の全容は容易に見えてこない。

残された問題は、大内義弘の代に、何力所かのいわゆる「恩賞の地」を安芸国人らに恩給したことの意味である。父弘世の代には、安芸国人に所領を恩給することはあまりなかった。両者の差異は何に由来するのであろうか。いまの私には、この設問に答えるだけの用意はない。ただ、次のように考えることもできると思う。弘世の代には、他国者ということも

あつて、占領地の支配は必ずしも安定せず、逆に多くの軍勢を常駐させ、権力支配を行わざるを得なかった。そのため、安芸国人との間で、まだ所領を恩給するような関係も結ばなかった。また、弘世の幕府での地位もそれほど強固にはなっていない。ところが、義弘の代になると、安芸国で守護権力に対抗できただけでなく、幕府においてもその立場が強化された。それゆえ、当国の支配を一層固めるべく、いわゆる「恩賞の地」を安芸国人に恩給して、彼らを麾下に招こうとしたのである。このことは、のちに述べる今川了俊の安芸国支配、つまり守護支配と密接に関わってくる。

なお、安芸国に入った大内氏の軍勢と前守護武田氏との武力衝突は全く知られない。また、東部の雄族小早川氏との直接的な戦闘徴証もない。大内氏の安芸国における活動範囲は、かつての直冬方の勢力圏内にはほぼ限られていた。

(3) 安芸国での小早川氏の立場

小早川氏は鎌倉期には在京人役を勤め（「小早川」
二元）、また建武三年（一三三六）二月の足利尊氏の西走のおりには国大将を命じられるなど（「梅松論」
下巻）、安芸国では特異な地位を占めていた。同氏が安芸守護を勤めた武田氏の麾下に従ったことはない。先に述べた直冬方の追討に当たっても、沼田小早川氏の惣領貞平や春平が、一族を率いて守護とは独自に行動し、しかもその軍忠や安芸・備後などの軍事情勢をも直接幕府に注申していたのである（「小早川家証文」三〇七・
五二八・二七二・二八他）。幕府からも沼田小早川氏惣領の注申権が認められていた。そのため、応安六年（一三七三）ごろにも、小早川氏と武田氏の関係は、幕府も「古敵」と認める間柄であつた（「小早川家証文」四九七）。ここに、安芸国には、古くから守護家武田氏と対立するいま一つの政治勢力のあつたことが確認できた。

なお、後述するように、安芸国の新守護今川了俊は九州への下向の途中沼田小早川氏の本拠豊田郡沼田にも三カ月余の長期間留まつた（「道ゆき」
「かり」）。このことに関連すると思うので、小早川貞平が武田氏の守護改易後一時その職に着いていた可能性についても言及しよう。というのは、東寺雑掌頼憲が応安元年（一三六八）九月に「小早河備後入道・平山・秋山（貞平）
不知
実名

以下輩」の国衙領押領を幕府に訴えた〔東寺百合文書七函一九〕。これに対して、幕府は同年十一月七日に「或守護人或国人等、任雅意押領云々、不可然歟」として、大内弘世に押領されている国衙領の沙汰付けを命じた〔東寺百合文書十函二二〕。このうち、永和二年（一三七六）五月にも、東寺雑掌頼憲は、「諸郷保地頭并先守護被官輩等寄事於動乱令押領之間」と訴えた〔東寺百合文書七函二〇一〕。そして、至徳二年（一三八五）十月十四日付の將軍家御教書には、「於入野郷国衙分者、沙汰付之処、小早河美作守率大勢立帰遵行之地、追出雑掌云々」とある〔東寺百合文書十函四〇〕。ここで東寺雑掌頼憲が繰り返し訴えた、押領された国衙領の場所、いずれも沼田小早川氏の本領に隣接する入野・郡戸・戸野郷のことであった。しかも、押領人として、惣領貞平や春平の名称が挙げられている。以上の事実を積み重ねると、応安元年の段階で幕府が「守護人」と呼び、その後東寺雑掌頼憲が「先守護」と称したのは、武田氏信ではなく、小早川貞平と考えてよいように思う。そして、本拠である豊田郡沼田に一時守護所が置かれたといえよう。

以上、三節にわたって、九州探題今川了俊が安芸守護として入部し分国支配を始める前の、安芸国の政治情勢を検討したわけであるが、武田・小早川・大内と三つの政治的な中心勢力が検出できた。武田・小早川両氏は、大内氏が安芸国に軍勢を入れた後も、それぞれ自分の勢力圏を固め、同氏との抗争を避けた。一方大内氏は、安芸国内陸部に多くの軍勢を常駐させ占領地の支配を行うとともに、影響力を行使したが、その支配はまだ流動的な一面を持っていたといえる。

二 新守護今川了俊の入部と安芸国人

九州探題今川了俊は、任地に赴くに先立って、安芸・備後両国の守護にも補任されたようである。応安四年（一三七二）二月十九日京都を発った了俊は、まず備後国尾道浦に着き、ここで二カ月近く留まったと推測される〔毛利〕。そして、同年五月十九日、尾道浦から安芸国豊田郡沼田に移った。了俊はここでも三カ月余を過した。また、安芸郡海田浦でも、

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

二〇日ばかり留まったことが知られる（「道ゆき」^{〔ふり〕}）。了俊は尾道浦や沼田などでなぜこのように長期間留まったのであろうか。一つには、九州の幕府方の戦況が好転しないため、当地に留まって種々の計略をめぐらし、渡海のための環境作りを行ったといえる。^{〔6〕}尾道浦は言うまでもなく、沼田にも鎌倉末期には大きな「市」が立っており、人と物の往来が盛んで、九州とも連絡の便があり、また軍勢糾合も比較的容易であったのであろう。このように述べると一応は肯けると思う。だが、いま一つ看過できないのは、尾道浦と沼田にそれぞれ備後国と安芸国の守護所が置かれていたのではないかということである。両国の守護を兼任することになった了俊が、まずは守護所に入ったと考えることは十分可能であると思う。尾道浦には南北朝初頭から守護所が置かれていたと推測でき（^{〔浄土寺〕}（五七・五八））、沼田にも小早川貞平が安芸守護になったとき守護所が移されたといえよう。新守護今川了俊にとって、守護所は分国支配を行うための第一の拠り所であったと思う。取り分け、優勢な九州の南朝方を追討するため、分国であるこの両国からできるだけ多くの軍勢を動員しようとしていた了俊にとって、守護所を掌握し、そこから国人らに指令を発することは、最も基本的な任務であったといえよう。したがって、彼が尾道浦と沼田に長らく留まった一つの理由は、まず守護所に入り、分国支配の基礎を早々に固めるとともに、多くの軍勢を九州に動員できる態勢を作ることにあつたと考えられる。

それでは、安芸国人らは、はたして新守護今川了俊の軍勢催促に従って九州まで出陣したのであろうか。史料「7」を手掛かりに、その問題点を探ってみよう。この文書は了俊が安芸国人を麾下に招いたことの知られる最初のものである。史料「7」

当国芸州守護職被仰付候之間、近日可罷越候之処、三吉式部入道違背御教書候之間、致其沙汰候、庶子一族有御同道、御出備後杭庄候者、本意候、諸事可申談候之間、如此申候、同候者、無延引急速御渡候者、悦入候、恐々謹言

（応安四年）

卯月十六日

了俊（花押）

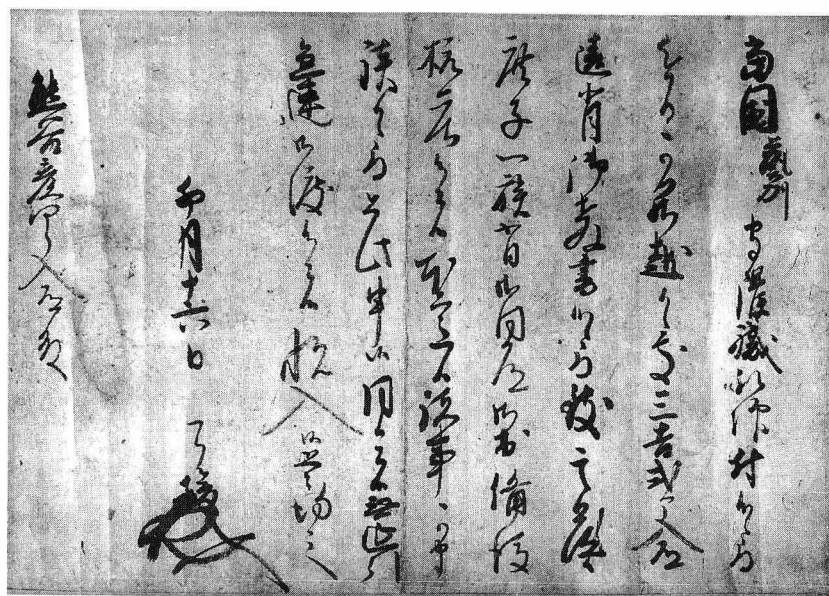


図3 安芸守護今川了俊書状（熊谷家文書222号） 30.2×43.0

熊谷彦四郎入道殿

（熊谷）

これと図3の写真を併せて参照していただきたい。まず写真で書札札に注目すると、了俊は丁重かつ改まった書き方をしていることが分かる。小さな黒々とした文字を用い、しかも行書である。宛所も日付よりかなり上に置かれている。また、差出人のところも、「了俊」という出家名を書き、その下に花押を据えている。では、なぜこのような改まった書札札が用いられたのだろうか。ここから了俊と熊谷直氏との疎遠な関係が窺える。次に史料「7」の内容について検討しよう。この文書を認めたとき、了俊はまだ尾道浦に留まっていた。そして、分国安芸国の三人新莊惣領熊谷直氏に、庶子一族を同道して、備後国杭莊まで出頭するように命じた。しかし、これは、新守護の安芸国人に対する、単なる軍勢催促ではなかったようである。なぜなら、御教書に違背した備後国人三吉式部入道を処罰した例を引き、また「無延引急速御渡候」と厳しく督促した。「諸事可申談候」と述べながら、脅迫状に近い響きを持っていたことが知られる。まだ尾

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

道浦、つまり備後守護所に留まっていた了俊が、このような書状を認めて、安芸国人である熊谷直氏を麾下に招いたのは、どのような理由からであろうか。実は前守護武田氏は、守護職改易後も、三入新莊の熊谷氏ら近隣の国人・土豪と結束し、彼らも新守護の分国支配に容易に従わない状態が続いていたのである。守護家武田氏を核とする安芸国南部の国人らは、守護支配を拒んでいた。だが、九州へ渡海する前に分国の支配を固め、できるだけ多くの軍勢を動員したいと考えている了俊にとって、右に述べたような事態は決して放任できなかつたといえる。それで、安芸国経略の第一弾として、まずは熊谷直氏を自陣に取り込んで、武田方の切り崩しに弾みを付けようとしたのであろう。そして、この勢いを更に安芸国全体に及ぼそうとしたものと思う。丁重ではあるが、脅迫状めいた性格の史料「7」には、以上のような重要な意味が込められていたのである。しかしながら、了俊の期待通りには事は進まなかつたといえる。時期は多少ずれるが、史料「8」はその答となる。

史料「8」

安芸国三理庄内（三人）
熊谷彦四郎入道跡同庶子等跡、同国勾村地頭職内（直氏）
金子孫太郎入道跡并武田九郎跡事、為兵粮料所、所預置也、守先

例可致沙汰之状如件

応安六年二月五日 （今川了俊） 沙弥（花神）

（異筆）
（宗直） 熊谷四郎左衛門尉殿

（「熊谷」
九三）

このたび了俊から「兵粮料所」預け置かれた熊谷宗直は、三入本莊の惣領である。三入本莊家はこれまで守護家武田氏の麾下に従ったことはない。右の所領の預け置きから七カ月後に、宗直は「九州対治之間、自渡海最前、至当陳城戸、致忠節之条、尤神妙」との了俊の感状を得ている（「熊谷」
九四）。史料「8」は、一つには、九州出陣中の恩賞的な意味あいでの、「兵粮料所」の預け置きと理解できる。ところで、預け置かれた所領はというと、三入新莊の熊谷直氏や庶子らの所領が第一

に挙げられている。彼らは史料「7」の了俊の招きを拒み、九州に出陣しなかったため、このような關所処分を受けたのであろう。金子孫太郎入道や武田九郎についても同じように考えられる。熊谷直氏らは依然として守護家武田氏の麾下に結束し、反守護的な姿勢を固持していたのである。したがって、史料「8」は、一つには、了俊の武田方に対する新たな切り崩し策とも評価できる。了俊はまた、これと同じ年の九月五日熊谷宗直に「加部^可庄城」の退治を命じた（「熊谷」九五）。守護家武田氏への攻撃指令である。新守護今川了俊が安芸国入部以前から分国支配の障害物と見做した武田方の切り崩しは容易に進まなかった。その結果、激しい戦闘の続く九州への軍勢動員が思うに任せなかったことは言うまでもない。

ただ、新守護今川了俊の場合も、直接武田氏と武力衝突に及んだ形跡はない。これは、慣例として、守護家である武田氏惣領家が新守護の麾下に従う必要がなかったからであらう。しかし、史料「8」の武田九郎の例から知られるように、庶家にはその特権は認められなかった⁽⁷⁾。言うまでもなく、守護家武田氏の麾下にある国人・土豪らも、新守護の分国支配に従うべきものであった。ところが、現実には、右に述べた通りである。なぜなら、南北朝動乱期の安芸国にあっても、国人らの政治的立場、去就にはそれほど大きな動きはなかった。したがって、守護家武田氏が麾下の国人らと結束し、勢力の温存を図ろうとする限り、新守護の権威だけではその切り崩しは困難であった。しかも、九州で激しい戦闘を行っていた了俊には、これを実力で服属させる余力はなかった。

なお、守護家といえば、沼田小早川氏の惣領家のことが想起される。同氏やその庶家も九州に出陣した徴証はない。新守護今川了俊は安芸国に入ると、まず小早川氏の本拠豊田郡沼田に置かれた守護所に移り、ここで三カ月もの間留まって、種々の経略をめぐらしたことが知られる。だが、結局のところ小早川氏の一族は了俊に従って九州に向かなかったのである。そうすると、小早川氏の勢力圏もまた、了俊の守護支配が及ばなかったところといえる。

このように述べてくると、今川了俊が安芸守護として権力を行使したのは、大内氏の勢力圏とほぼ重なることが分か

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

る。取り分け注目されるのは、大内弘世が安芸国に軍勢を入れるとまもなく幕府方に転じた毛利元春と了俊との結び付きである。次に掲げる史料「9」に関して先に多少ふれたが、ここでは別の視角から検討しよう。

史料「9」

安芸国吉田庄領家職内竹原郷、同国内部庄地頭職等事、所預置也、可被致其沙汰之状如件

応安四年三月廿一日

（今川了俊）

沙弥在御判

毛利右馬頭殿

（毛利）

毛利元春が了俊からこの所領の預け置きを受けたのは、彼が備後国尾道浦にいた時と推測される。なぜなら、元春が父親衡の振舞に触れて、「探題備後安芸御座之時、不参其身、不進愚息越後守者也」と上訴した（毛利直元）。「道ゆきふり」によると、ここで「備後」というのは尾道浦、「安芸」というのは沼田に当たる。なお、了俊が尾道浦から沼田に移ったのは、史料「9」の預け置きの約二カ月後であった。元春はかなり早い時期に了俊の麾下に馳せ参じたことが分る。そして、元春に対する「恩賞」としての意味を持ったと考えられる、この預け置きを受けたのである。では、元春が単に麾下に馳参したということが、どうして「恩賞」に値したのであろうか。先に述べたように、了俊は分国支配を早々に固め、できるだけ多くの軍勢を九州に動員しようとしていた。だが、元春の本領高田郡吉田荘あたりは、応安元年（一三六八）夏ごろから大内氏の強い影響下にあった。しかも、元春の父親衡は、大内軍に降参したのちも、九州の南朝方と内通するなど依然として反幕府的な姿勢を取り続けていたのである。だから、了俊が尾道浦や沼田に長く留まり、国人らを麾下に招いても、自ら出頭もしないし、代官も送らなかつた。また、息子匡時が了俊に従って九州に出陣しようとしたとき、これを極力止めたという（毛利）。このように親衡を中心とする毛利氏一族の多くがまだ守護支配に背を向ける傾向にあった。一人親幕府的な立場を取り、大内氏とも一線を画しようとする元春は、一族の中でも孤立していたのである。彼はこのような

な立場を打壊し、幕府と直接結び付き、自分の立場を強固なものにしようとして、尾道浦に着いた了俊のもとに馳せ参じたのであろう。安芸国の政情がある程度知っていた了俊には、国人らの糾合は容易ではないと考えられたから、元春の着到は手厚い奉公と映り、他の国人らに与える影響をも考慮すれば、それは大変意味のあることであつたにちがいない。だから、おそらくは元春からの申請を受けて、しかも、のちのちへの波及効果を考え、吉田荘内竹原郷と内部荘地頭職を預け置いたのであろう。だが、これらの所領は、上述のように、直冬方の所領として大内氏に占領されていた可能性があり、元春には未来領主を約束したものにすぎなかつたのかもしれない。

かくして、毛利氏一族に関する限り、幕命を受けた大内氏の軍勢が入ってきて直冬方が減んでも、なお前代を引きずつており、反幕府的・自立的傾向が強かつたといえる。このような傾向は近隣の国人らにも影響を与え、了俊が当地から軍勢を動員することは困難を伴つたと推測できる。そのうえ、安芸国内陸部のうち、東西条など大内氏の勢力下に完全に取り込まれたところは、守護支配の外にあつたようである。

ところで、今川了俊に従つて九州に渡つた安芸国人には、毛利元春や熊谷宗直の他、吉川経見・厳島社神主了親・毛利匡時らがいる（『毛利』一三、『熊谷』九四、『吉』三三、『小早川家証文』四九七）。しかし、厳島社神主了親や毛利匡時は応安五年（一三七二）八月太宰府が陥落するや大内弘世とともに早々に帰国した（『小早川家証文』四九七、『毛利』一三）。了俊の軍勢催促に対する、分国安芸国の国人らの対応は、次の史料「10」の元春の述懐に凝縮されているように思う。

史料「10」

安芸備後両国軍勢等、或有不参之輩、或令遅参、結局有帰国仕之輩、或申暇令帰国、重下向之仁等雖其類多、御渡海之最先応安四年十二月十九日門司御陣自御共以来、于今六ヶ年、雖為一ヶ度、不帰国仕、所々御陣致忠事、於両国之仁等中者限元春一人之間、殊為忠節者也

（『毛利』二三）

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

これは了俊に差出した永和二年（一三七六）三月日の元春の軍忠状の一節であるから、多少の誇張はあっても、事実の誤認はないであろう。安芸国人の中には、先に述べた毛利親衡・弘元父子のような「不参之輩」だけでなく、九州まで出陣しても早々に帰国するもの、あるいは一旦帰国して再び渡海するものも少なくなかったという。そして、元春一人が、一度も帰国せず軍忠を致したと述べる。いずれにしろ、「守護」であるからということ、国人らを遙か九州にまでも動員することができ、国人らもそれに従わざるを得なかったのは注目に値すると思う。安芸国には「不参之輩」も少なかったが、彼らはなぜ九州にまでも出向き厳しい戦闘に従ったのであろうか。これは、安芸守護が国人らの所領支配にどう関わったのかという問題に帰結すると思う。

三 安芸守護今川了俊の分国支配

九州探題今川了俊が安芸守護を兼ねて分国支配を行うようになると、当国の政治情勢は以前にも増して複雑なものになった。単に政治的核が一つ増えて、武田・小早川・大内・今川の四つになっただけでなく、了俊は分国内で守護としての権限を行使したから、さらに幾つもの要素がそこに介在したと思われる。ここでは主として、守護今川了俊の権限が及んだ、安芸国内陸部の政治情勢を中心に検討しよう。

守護の軍勢催促により九州に出陣すると、自ら安芸国内にある国人相互の軍事的な勢力バランスが壊れた。例えば、毛利元春の場合、九州出陣中に、父親衡や大内弘世らの軍勢に本領吉田吉田郷などを攻め取られ、三力年余も無足のまま在陣せざるを得なかったという（「毛利」）。なお、備後国でも、山内通忠が守護今川了俊に従って九州に出陣するや、三吉道秀がその虚をついて再び地毗莊に乱入し、さては同所を闕所と号して幕府の下文までも掠め取ったことが知られる（「山内」）。以上は一例にすぎないが、了俊が九州の戦闘の加勢のため分国の国人らを動員したことは、逆に分国内の所領紛

争を激化させる要因にもなったのである。そして、これはまた、国人らが九州への出陣を忌避する原因となっただけでなく、守護の分国支配そのものを危いものにしたと推測される。

実は安芸国には、当初、この激化する所領紛争を止める守護代も置かれなかったようである。国衙領を押領された東寺雑掌頼憲は、守護は「鎮西」にいるから違乱停止の幕命を遵行できないし、守護代も置かないので「無催促期之」と嘆いた（「東寺百金文書」七四二〇一）。これは永和二年（一三七六）五月のことであるが、当時九州ではまだ激しい戦闘が続いていた。だから、守護今川方には、安芸国に守護代を置く余力がなかったとも考えられる。しかし、備後国には、当初守護代長瀬妙道を置いていたことが知られる（「浄土寺」七他）。そうすると、了俊は安芸国の秩序の維持を国大将大内弘世に期待したのであろうか。だが、史料「3」などから明らかなように、彼は決して旧秩序の護持者とはいえない。しかも、弘世は最初今川了俊に加勢して九州に出陣していた。また、家格からいっても、彼が了俊の守護代的な役割を務めるはずがない。このように考えると、了俊は当初安芸国に守護代を置く必要性を認めなかったのではないかという結論に達する。つまり、了俊は九州に渡る前に四カ月近くを安芸国で過したが、守護領として見出し得ない状況のもとで、守護所を新たに構え、守護代を置き、分国支配を行うだけの必要性も余力もなかったと考えられる。了俊をもってしても、安芸国の四分五裂の政情を守護のもとに統一することは極めて困難と映ったのであろう。したがって、当国では、依然として守護権力が所領紛争や社会の秩序回復に介在しないから、国人・土豪相互の実力や協力関係、あるいは有力豪族との結び付きによって在地秩序が決まったといえる。所領支配に限っていえば、実力による当知行主義が貫徹していたわけで、大内氏の軍勢によって安芸国内陸部の直冬方は滅んだが、実態は以前とほとんど変わっていないからである。なお、三力年余も無足のまま在陣していた毛利元春の本領を回復するため、守護今川了俊が構じた手だては、幕府への本領安堵の吹捧だけであつた（「毛利」一〇）。

それでは、留守中に所領を押領されるおそれがあり、その回復も危かったにもかかわらず、毛利元春らはなぜ守護今川

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

了俊の命令に従って九州にまで出陣したのであろうか。了俊は元春宛てに自筆の書状を認め、彼の軍忠に対して、「中／＼御一見状なとまでも候ハぬかと在候」述べ、またその軍忠を「度々京都ニも□□□□^{（申入て候）}間、可御心安候哉」と述べた（「毛利」九）。

ここで注目すべきは、元春の了俊に対する忠節は、守護を介した將軍への奉公と位置付けられていることである。元春は守護に軍忠を致すことで、將軍から所領を安堵され、恩賞を得ようとしたといえる。九州での忠節に対する恩賞であろうか、元春は將軍足利義満から永和四年（一三七八）七月四日に吉田莊地頭職を安堵された（「毛利」二一）。これで彼の毛利氏一族内での立場が強固なものになった。元春は父親衡とは違い將軍の權威に裏付けられた文書主義を第一とした。九州に出陣し激しい戦闘に従った他の国人らも、元春の場合と同じく、守護に軍忠を致し、その結果として、幕府公権に裏付けられた安定した所領支配を行おうとしたのであろう。

以上の結論は、守護の立場からすると、次のように言い換えることができる。安芸守護でもある今川了俊には、分国の国人らの軍忠・奉公を幕府に吹挙・注申しえる権限があったから、彼らを九州にまでも動員し激しい戦闘に従事させることができた。安芸国には守護代さえ置かず、所領支配が自力救済に任されている状況のもとでも、長期展望に立てば、このような理解が可能であったのである。言うまでもなく、その前提として、幕府には国人らの「イエ」の存続や所領支配に関する最終的な生殺与奪権があった。なお、この権限を持つ守護の權威を保つためにも、吹挙や注申を受けた幕府の対応は迅速かつ厳格でなければならないが、現にそうであったといえる。厳島社神主了親と小早川宗平が造果保の領有を争ったおり、応安五年（一三七二）七月二十五日付の今川了俊吹挙状で幕府の追加評定が開かれた（小早川家証文四九七）。備後国人山内通忠が三吉道秀に地毗莊を押領されたときも、了俊の注申で改めて幕府から本領安堵の下知があった（山内文六一）。九州に出陣した安芸国人らは、このような権限（吹挙権・注申権）を持つ守護今川了俊を介して幕府と結び付き、所領支配をはじめとして将来にわたる保証を得ようとしたわけである。

ところで、安芸国の国大将をも兼ねた大内弘世は、軍勢を当国に常駐させ、国人らを麾下に招いたが、幕府への吹挙権・注申権を行使した徴証は見出せない。この点に関する限り、弘世は守護の権限を犯していない。だが、息子義弘の時代になると、事情は変わってきた。例えば、史料「4」を想起していただきたい。義弘は明徳三年（一三九二）ごろ「恩賞の地」であることを理由に安芸国人毛利弘親の所領安堵を幕府に吹挙した。守護の持つ吹挙権をも行使して、麾下の国人の庇護を図っていた。このような守護権限を侵害する傾向性は、さらに一〇年以上も遡って確認できる。

史料「11」

賀部庄内桑原名事、本知行之地候上者、不可有相違者也

安芸国三入本庄并恒久、同国賀部庄内料所名事、知行不可有相違候、但今河方異儀時者、可挙申之状如件

永徳元年十二月十四日 （大内） 義弘（花押）

熊谷四郎左衛門尉殿 （宗直）

（熊谷）
（九八）

義弘が何を契機にどのような立場でこの安堵状を認めたのか、私には不明である。しかし、安堵状に追而書があるのは奇妙に思える。また、可部荘の桑原名が「本知行之地」であるから安堵するということのも不自然である。熊谷宗直の申請にもとづいて義弘が安堵状を認めたのなら、このような追而書が据えられる可能性は少ないだろう。追而書を誰が認めたにしろ、史料「11」の本文は、大内氏側で三入本荘の熊谷氏を麾下に招くために作成されたものと想定できる。そして、特に注目されるのは、末尾の「今河方異儀時者、可挙申」という文言である。安芸守護今川了俊が熊谷宗直の所領支配に異儀を差し挟むならば、守護に代ってその安堵を幕府に吹挙してやろうというわけである。自分は守護に取って代りえるという主張である。このような主張がなされるならば、幕府の権威を一身に体現して分国支配を行っている守護の立場はかなり弱いものにならざるを得ない。そして、熊谷宗直の場合、既に大内氏から史料「11」の安堵状を得ているから、守護方

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

の軍勢催促に拒否的な態度を取りえたはずである。義弘は安芸国人を守護今川氏の麾下から切り放ち自陣に取り込むため、守護の重要な権限である幕府への吹挙権をも侵そうとしていたのである。なお、義弘の代には、いわゆる「恩賞の地」、つまり占領地の一部を安芸国人に恩給し、彼らを麾下に取り込もうとする動きが顕著になったことは先にふれた。以上のように、安芸国人をめぐる、守護今川氏と大内氏が引き合いをすればそれだけ、彼らは自立的な態度を取りえたと思える。大内義弘の安芸国における勢力拡張策によって、守護今川了俊の分国支配は一層の弱体化を余儀無くされた。

しかしながら、安芸守護今川了俊は九州に留まっていた、分国支配の弱体化に手をこまねいていたわけではない。九州での南朝方の追討が一段落した康暦元年（一三七九）三月ごろ、了俊は一族の関口氏を守護代として安芸国に派遣した（「抄寝文書」）。また、遅くとも至徳三年（一三八六）夏ごろまでに、毛利元春の五男で、備後国人長井貞広の養子となった広世が、守護代関口氏に合力し、分国支配に深く関わるようになっていた。このことは次に掲げる史料「12」から分かる。なお、この史料は毛利広世宛の了俊自筆書状の一節で、後筆の付年号によると「至徳三年」に認められたことになる。

史料「12」

御下向事悦入候処ニ、関口あなち申候、（中略）故入道殿御一所二候し事思出申候間、必き御一所二候へく候、憑申候也、その事迄一向御方便候付而間、関口ちからをうしなふへきよし申候間、（カ）（失）（暫）（留）しはらく御と、まり候て諸事御合力候へく候

（「福原」
二四）

了俊は守護代関口氏の申入れによって毛利広世の九州下向を止めた。そして、父元春の例を引き、諸事関口方に合力するよう頼むのであった。なぜなら、これまで彼が守護代の任務を果し得たのは一向に広世の「方便」によるものであり、広世が下向すれば、「関口ちからをうしなふへきよし申」からという理由である。了俊はこの一カ月後の広世宛の書状でも、「今ちと御と（逗）（留）りゆう候て国事をも御らん候へく候」、「御方便候て給候へく候、今ハひたすらにたのミ申候」と述べてい

る(福原^(二一五))。ここで「国事」というのは守護職、あるいは守護の分国支配と同義である(毛利^(三九))。了俊の書状の文言を素直に信じれば、守護代関口氏は、毛利広世の合力がないと、その任務をほとんど果たし得ない状況に置かれていたことになる。そして、了俊は広世の方便によって「国事」を沙汰することができたといえる。

では、毛利広世は安芸守護今川了俊の分国支配にどのように関わったのであろうか、その実態についていまだ少し検討しよう。そこで、まず史料「13」の持つ意味について考えることにする。

史料「13」

任京都御教書旨、了俊相共可被致忠節之由、一同之請文之上者、本領並当知行地等事、不可有相違之状如件

至徳二年六月十一日
(今川了俊)
沙弥(花神)

毛利左近大夫将監とのへ

(福原^(二一五))

結論を先にいえば、この文書は、安芸守護今川了俊が毛利広世の「本領並当知行地等」を安堵したものではない。なぜなら、「一同之請文之上者」という文言が所領安堵の前提となるのは不自然であるし、安堵状のような公験の宛所に「とのへ」という薄礼の待遇表現が使われることもほとんどない。したがって、史料「13」の内容は次のように理解できるであろう。これより先、幕府から安芸国の国人らに守護今川了俊とともに奉公、忠節を致すようにとの御教書が出された。了俊は広世を介してこの御教書の旨を国人らにふれさせ、請文を出させた。広世は請文を集めて九州の了俊のもとに送った。それで、このたびもまた、広世の手で、先に請文を出し守護に忠節を誓った国人らに対して、了俊が「本領並当知行地等」を安堵した旨を告げさせた。私見に疑問の向きがあるかもしれないので、更に類似の史料を提示しよう。

史料「14」

安芸国三人本庄新庄事、任先立申定旨可令知行、可被致沙汰之状如件

安芸守護今川了俊の分国支配について(松井)

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

至徳二年八月十日 沙弥（今川了俊）（花押）

毛利大夫將監とのへ

（「福原」
二一三）

この文書もまた、了俊が広世に命じて、三入本莊新莊の知行を安堵する旨沙汰させたものと理解できる。なお、史料「14」では、「任先立申定旨」という曖昧な表現が使われ、安堵する相手の名前も書かれていない。しかし、広世には、これで十分その用向が理解できたのであろう。彼は今川氏の分国支配に深く関わっていたので、右の曖昧な表現の裏にある諸事情を承知していたものと思う。知行を安堵する相手はというと、三入本莊の惣領熊谷宗直しか考えられない。ところで、宗直もまた、了俊から史料「13」に似た本領・当知行地の安堵状を得たことが知られる。

史料「15」

任京都御教書旨、了俊相共可致忠節之由、請文之上書、本領当知行之地、不可有相違之状如件

至徳二年八月六日 沙弥（今川了俊）（花押）

熊谷四郎左衛門入道殿

（「熊谷」
九九）

史料「13」でいう「一同之請文」の中に熊谷宗直の請文も含まれていた。だから、この安堵状が発給された。ただ、問題は、史料「13」と史料「15」の関係である。毛利広世が「本領並当知行等」を安堵する守護の意向を告げるだけでは、国人らは満足しなかったし、それは公験にもならなかった。それで、公験として史料「15」を認め、熊谷宗直の所領を安堵したといえるだろう。これと同日同文の安堵状が毛利亀若や同幸千代宛にも発給されていた（「毛利」一三六四）。ここでも一つ注意したいのは、史料「15」などと史料「14」は作成された日時が近接していることである。九州と安芸国という大きな距離の隔たりを念頭に置けば、いずれもまずは広世のもとに送られたと考えるのが至当であると思う。そして、史料「15」など同日同文の安堵状は、広世の手を介して、国人それぞれに渡されたと推測される。

さて、次に問題となるのは、守護代関口氏と毛利広世との関係である。以上のように、史料「13」から史料「15」までの文書を検討した限りでは、広世自身が安芸国で今川了俊の守護代的な役割を果たしていることに気付く。これは守護代関口氏が解職されたのちのものであろうか。ところが、史料「12」に掲げた書状の後筆の付年号には「至徳三年」とある。しかし、史料「13」などを下敷に改めて史料「12」を読み返せば、後者の初対面に近い言葉の運びからして、それが前者の約一年後のものとは考えがたい。史料「12」の作成年を決める手がかりの一つは、広世の父毛利元春を「故入道殿」と呼んでいることである。元春は死期を迎えるに際して、康暦三年（一三八一）正月十三日に讓状を認めている（「毛利」二〇）。また、了俊は広世に守護代関口への合力を頼むに当たって、「故入道殿御一所三候し事思出申候間、必き御一所三候へく候」と述べているが、この一節には元春の死去を遠い過去として顧みる響は感じられない。そのうえ、元春と了俊との間柄は「御一所」と評されるほど親密なものであったから、広世が父の跡を嗣いで守護代の分国支配に合力するようになったと考えても、それほど無理はないと思う。了俊も「その事迄一向御方便候」との守護代関口氏の言葉を引いている。以上の想定が首肯できるのならば、史料「12」は元春の没後それほど時間を経たものではないということになる。かくして、毛利広世は関口氏の跡を襲い、今川了俊の守護代的な役割を果たすようになったと結論できる。

毛利広世の守護代に類した立場は、この後応永の安芸国人一揆のころになっても続いていた。幕府が応永十一年（一四〇五）六月二十六日に安芸国の地頭御家人らに「当知行新本所領等」の支証文の提出を命じたとき（「福原」二二二）、出雲国赤名方にいた守護代小林重清は広世に手紙を送り、「正文之事は以面可懸御目候之由被仰出候、万一御指合候は、御代官様見せ申へく候」と告げた（「福原」二二三）。守護方は広世に分国支配への合力を期待した。このことを裏返せば、守護支配が弛緩している安芸国では、他国人である守護代が急に入部しても、その職務を遂行する手だてがなかったのである。そのため、広世のように、安芸国内でも一応受け入れられる人物が、守護代に類した役割を果たすことが求められた。守護代関口氏が

広世に頼らざるを得なかったのと同じような状況が長く続いていたといえる。

したがって、九州の南朝方追討が一段落したのちも、安芸守護今川了俊の分国支配の強化は望むべくもなかった。彼が安芸国人らの一部を麾下に繋ぎ止めることができたのは、史料「13」などから知られるように、幕府の權威によるものであった。しかも、当知行地の安堵を前提としなければならなかったのである。⁽⁸⁾

ところで安芸国において、守護今川了俊に対抗する勢力であった大内義弘は、国人・土豪らの多くを麾下に取り込むことができたのであろうか。所領を安堵された熊谷宗直は、結局のところ大内氏に従わなかった（『熊谷』一〇二）。吉川経見も義弘からたびたび所領の預け置きを受けたが（『吉川』三三〇・三三三）、臣従した形跡はない。このように、大内氏もまた、占領地以外の安芸国人を味方に付けるのに余り成功したとはいえないようである。

結びにかえて

九州探題今川了俊は、優勢な南朝方を討ち、室町幕府の安定した支配を確立するため、長きにわたって全力を注いでいたが、その間安芸守護をも兼任した。了俊の安芸守護在任期間は二年余にも及んだ。小稿では、この了俊の分国支配がどのような歴史的意味を持ったのか、南北朝後半期の安芸国の政治動向を細かく追いながら、その特質・問題点を探った。安芸国で守護の分国支配の対象となったのは、かつて直冬方の勢力圏であった内陸部にほぼ限られ、しかもそこには大内氏の占領地が散在していた。そのうえ、大内弘世や息子の義弘は、国人・土豪らを麾下に取り込むため影響力を行使した。このような厳しい政治情勢のもとで、当初は守護代さえ置かなかつたし、守護代を置いても毛利広世のような安芸国人の合力がなければ任務を果せなかった。国内の在地秩序は実力主義、自力救済に任されていたといつてよい。それでもなお、九州に留まっていた了俊が、安芸守護として、国人・土豪らを動員できたのは、幕府の權威に依存して所領支配を将来に

わたって安定させたいという彼らの政治的思惑による。したがって、安芸国の政治動向は、了俊の守護兼任で四極構造となり複雑さを増したが、その基調はほとんど変わっていない。守護支配は弛緩したままかろうじて続いていたのである。

さて、最後に、「自立的」とされた、安芸国人の政治的志向性について簡単に整理しておこう。

まず毛利親衡・元春父子に注目すると、この両者は親子でありながら、政治的にはまさに正反対の立場を取り続けたことが知られる。父親衡は最初は南朝方として活動し、ついで直冬方の傘下に入り、やがて旧敵大内弘世とも手を結んで、終始反守護・反幕府的な姿勢を取り続け、実力で近隣を蚕食し、勢力の拡大を図ったのである。彼の場合、いかに現実を生き抜くか、実力主義、現実への適確な対応を第一眼目とした⁽⁹⁾。一方、息子元春は、最初は高師泰に従い、その後一時直冬方に降ったが、やがて今川了俊の麾下で軍忠を致した。彼はほぼ一貫して幕府方の姿勢を取り続け、幕府への奉公を第一とした。幕府の權威によって所領支配の安定と拡大を図ろうとしたのである。これは当知行主義と文書主義の対立ともいえる。いずれにしろ、動乱の最中にありながら、彼らの政治的立場はほとんど変わらなかった。三入本荘と三入新荘の熊谷氏の場合も、それぞれ別の政治的立場を取った。本荘家は、南北朝期を通じて、守護家武田氏の麾下に従うことがなかったのである。惣領熊谷直経は長らく在京し、直接幕命を受けて活動していた^(熊谷五五、六四他)。観応の擾乱を機に安芸国に本拠を移し、その後直冬方に身を置き、やがて今川了俊の麾下に従った。反武田ということでは一貫していた。一方、新荘家は、観応の擾乱のおり武田氏の麾下に入って以降、常にその庇護下に身を置いていた。親武田の立場を取り続けたのである。小早川氏と武田氏の対立的関係もこれと同じであつたといえる。

以上のように、動乱の最中、反幕府・親幕府とそれぞれ立場は変転することはあつても、安芸国内の競合する国人相互の関係は容易に変わらなかった。国人の「イエ」相互の対立は非常に根深いものがあつた。この対立は、当知行主義・文書主義のいずれを取ろうと、守護などの地域公権力が確立されるまでは解消されなかった。弛緩した守護支配が続く限り、

安芸守護今川了俊の分国支配について（松井）

一方では、武力による抗争が繰り返されることになったわけである。国人それぞれが“自立的”に生きざるを得なかった。このように述べると、長期にわたる安芸守護今川了俊の弛緩した分国支配は、国人・土豪らの自立的な生き方を助長したことになる。南北朝の動乱期が終つても、一族・他氏族を分たず激しい所領紛争が続いていた（『毛利』二四六・四）。

ところで、小稿を閉じるに当たって、私が多くの紙幅を費して述べたことは、上記の河合氏の見通しの中に凝縮されているのではないかという懸念が頭をよぎる。

註（１） 河合正治「將軍と守護」（『室町時代—その社会と文化—』）

所収、一九七六年）

（２） 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上（一九六七年）

の摂津・伊勢両国の項参照。なお、大内弘世は永和二年（一三七六）四月ごろ石見守護を改易されたというが（松

岡久人「南北朝室町期石見国と大内氏」、『広島大学文学部紀要』三三一、一九七三年）、安芸国の国大将の地位には変動がなかったのであろう。

（３） 松岡久人「大内氏の安芸国支配」（『広島大学文学部紀要』二五一、一九六五年）参照。

（４） 笠松宏至「中世關所地給与に関する一考察」（『中世の法と国家』所収、一九六〇年）参照。

（５） 佐藤進一『南北朝の動乱』、一九七一年、三四六頁参照。

（６） 川添昭二『今川了俊』、一九六四年、八五―九六頁参照。

（７） 武田氏信が安芸守護職を改易されたと思われる貞治年間の末ごろ、庶家の伴氏は杣七カ村を収公され、大内氏に付

けられたことが知られる（『御判物』六二）。伴氏はまた、反守護闘争的な性格をも併せ持つ、応永十一年（一四〇四）の安芸国人一揆にも加わっていた（『毛利』二四）。

（８） 九州探題今川了俊は文書主義を原則としていた（村井章介「今川了俊と上松浦一揆」、『日本歴史』三三八号、一九七六年）。

（９） 毛利親衡の息子元春宛の書状の中に、「今時分理たてハ無用候、今河か口入ニ付てわたし候はんする事こそよく覺て候へ」との一節がある（『毛利』一四）。つまり文書主義を否定し、現実の諸関係を優先させるべきだというのである。

（まついてるあき 研究員）